

第8 一般取扱所

1 定義

- (1) 危険物を原料として種々の化学反応等を伴う製造所と類似した施設であっても、最終製品が非危険物となるものについては、一般取扱所として規制する。
- (2) 危政令第27条第6項第4号ロただし書の規定により、移動貯蔵タンクから容器に引火点40度以上の第4類の危険物を詰め替える場合において、同一の場所で1日に取り扱う量が指定数量以上となる場合は、一般取扱所として規制する。

2 規制範囲

部分規制の一般取扱所以外は、屋内に設置するものは1棟、屋外に設置するものは1工程をもって一の一般取扱所として規制する。

なお、一般取扱所の許可単位は、製造所と同様で危険物の取扱いが客観的に一連の行為であること、他の施設から独立性があること及び災害時の影響等を考慮し総合的に判断する必要があるため、次の事項を参考として規制範囲を特定する。

- (1) 部分規制の一般取扱所には、区画室単位のものと設備単位のものがある。

ア 区画室単位により規制するもの

- (ア) 吹付塗装作業等の一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危規則第28条の5第2項）
- (イ) 洗浄作業の一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危規則第28条の5の2第2項）
- (ウ) 焼入れ作業等の一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危規則第28条の5第2項）
- (エ) ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危規則第28条の5第2項）
- (オ) 油圧装置等を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が50未満のもの（危規則第28条の6第2項及び第3項）
- (カ) 切削装置等を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危規則第28条の6の2第2項）
- (キ) 熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危規則第28条の6の3第2項）
- (ク) 蓄電池設備を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもので、危険

物を取り扱う設備を建築物に設けるもの（危規則第28条の60の4第3項）

イ 設備単位により規制するもの

(ア) 洗浄作業の一般取扱所で指定数量の倍数が10未満のもの（危規則第28条の55の2第3項）

(イ) 焼入れ作業等の一般取扱所で指定数量の倍数が10未満のもの（危規則第28条の56第3項）

(ウ) ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所で指定数量の倍数が10未満のもの（危規則第28条の57第3項及び第4項）

(エ) 油圧装置等を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危規則第28条の60第4項）

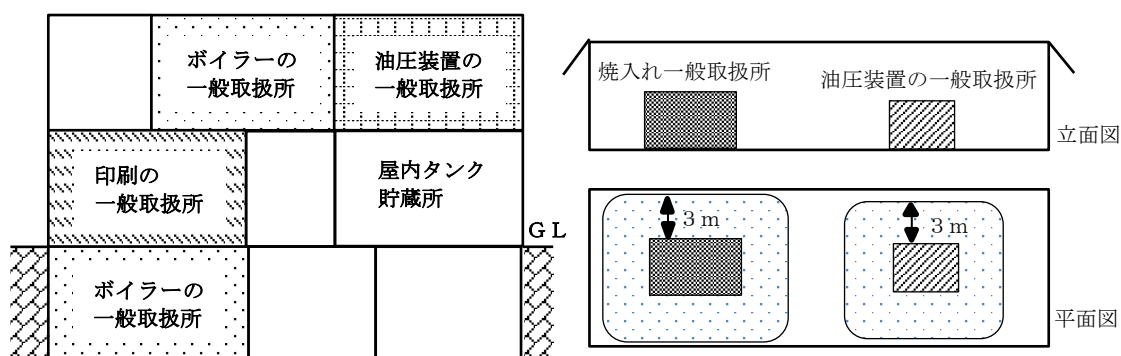
(オ) 切削装置等を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が10未満のもの（危規則第28条の60の2第3項）

(カ) 蓄電池設備を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が10未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるもの（危規則第28条の60の4第4項）

(キ) 蓄電池設備を設置する一般取扱所で危険物を取り扱う設備を屋外に設けるもの（危規則第28条の60の4第5項）

(2) 1棟の建築物の中に部分規制の一般取扱所を複数設置することができる（平成元年7月4日消防危第64号質疑）。

さらに、危政令第2条及び第3条の危険物施設のうち部分規制されるものも同一建築物内に設けることができる（第8-1図参照）。

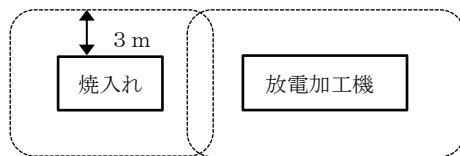


第8-1図 部分規制の一般取扱所の複数設置例

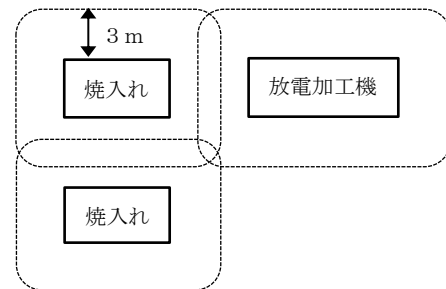
(3) 設備単位により規制される部分規制の一般取扱所には、危政令第19条第2項の同

一の号の形態の設備を複数設置することができる。この場合、複数の設備を一の部分規制の一般取扱所としてとらえ、その周囲に幅3メートル以上の空地进行を保有することをもって足りる（平成元年7月4日消防危第64号質疑。第8-2図参照）。

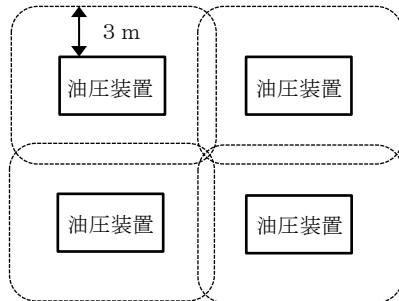
ア 危政令第19条第2項第2号



イ 危政令第19条第2項第2号

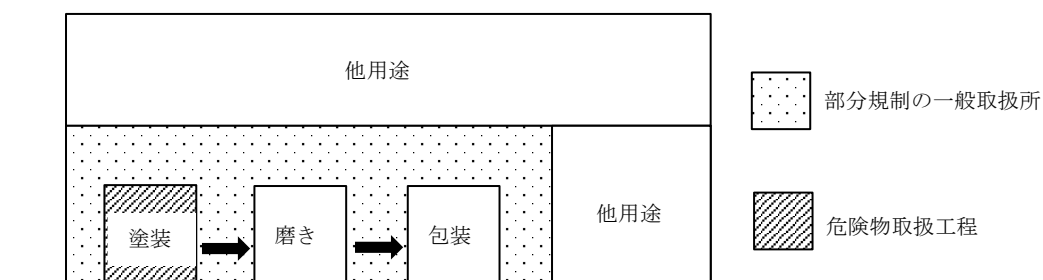


ウ 危政令第19条第2項第6号



第8-2 複数の設備を一の部分規制の一般取扱所として規制する例

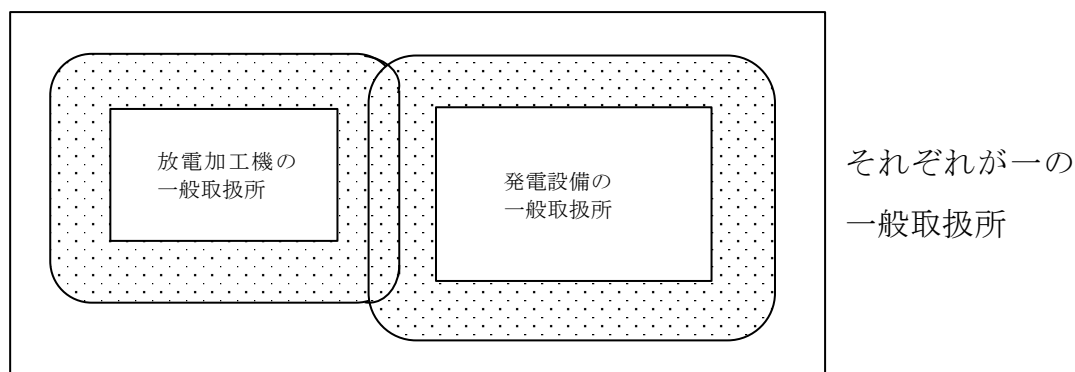
- (4) 部分規制の一般取扱所として取り扱うことができる工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、危険物を取り扱わない工程を含めて一の部分規制の一般取扱所とすることができる（平成元年7月4日消防危第64号質疑。第8-3図参照）。



第8-3図 規制範囲の例

- (5) 設備単位により規制される部分規制の一般取扱所のうち危政令第19条第2項の号の異なる一般取扱所を同一室内に複数設ける場合には、当該一般取扱所の周囲に必要な

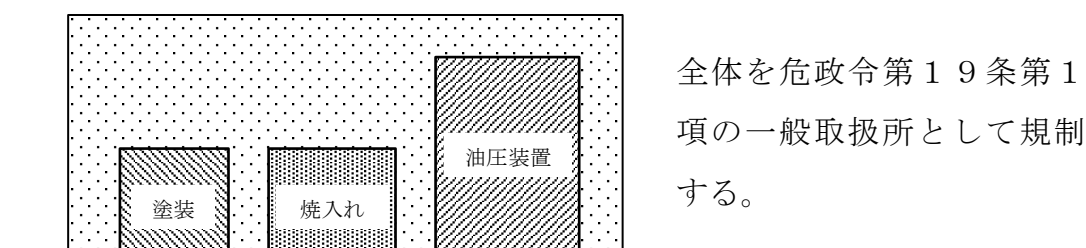
な幅 3 メートル以上の空地は、相互に重なってはならない（平成元年 3 月 1 日消防危第 1 4 号・消防特第 3 4 号通知。第 8 - 4 図参照）。



第 8 - 4 図 認められない例

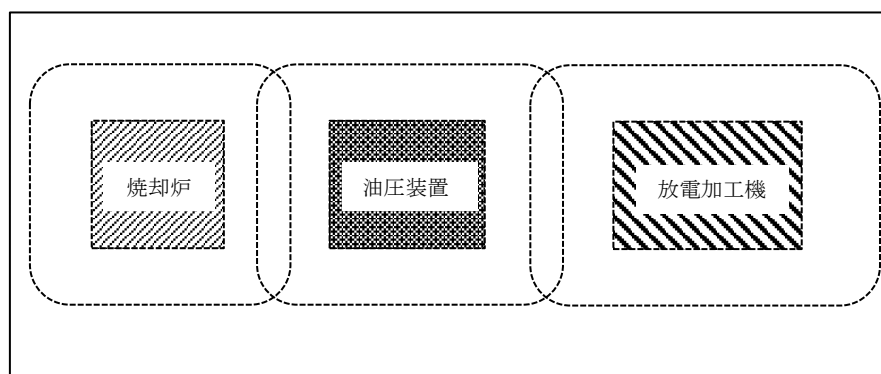
(6) 同一の作業室内において、形態が異なる部分規制の一般取扱所を併せて一の部分規制の一般取扱所とすることはできない（平成元年 7 月 4 日消防危第 6 4 号質疑）。ただし、（7）複数の取扱形態を有する一般取扱所（平成 1 0 年 3 月 1 6 日消防危第 2 8 号通知）によって設置される場合は除く。

ア 区画室単位により規制するもので、吹付塗装作業等の一般取扱所、焼入れ作業等の一般取扱所及び油圧装置等を設置する一般取扱所が混在する場合（第 8 - 5 図参照）



第 8 - 5 図 部分規制の一般取扱所とすることができないものの例

イ 設備単位により規制するもので、ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所、油圧装置等を設置する一般取扱所及び焼入れ作業等の一般取扱所が混在する場合（それぞれの設備周囲に幅 3 メートル以上の空地を確保し、それぞれを一の部分規制の一般取扱所として規制できる場合を除く。第 8 - 6 図参照）



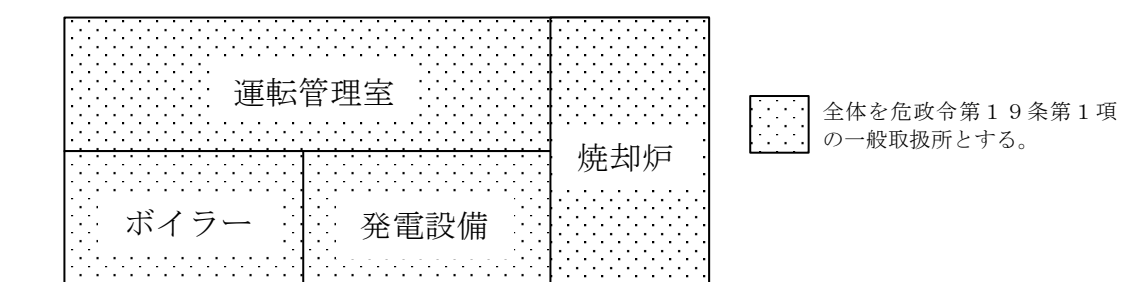
全体を危政令第 19 条第 1 項の一般取扱所として規制する。

第 8－6 図 部分規制の一般取扱所と認めることができないものの例

- (7) 危政令第 19 条第 2 項第 1 号から第 3 号、第 6 号、第 7 号及び第 8 号に掲げるもの（設備単位により規制できる場合は第 1 号及び第 8 号を除く。）のうち、同一の号の形態を有する一般取扱所を一の建築物内に複数設置する場合は、次のいずれかによる一般取扱所とすることができる（平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑）。

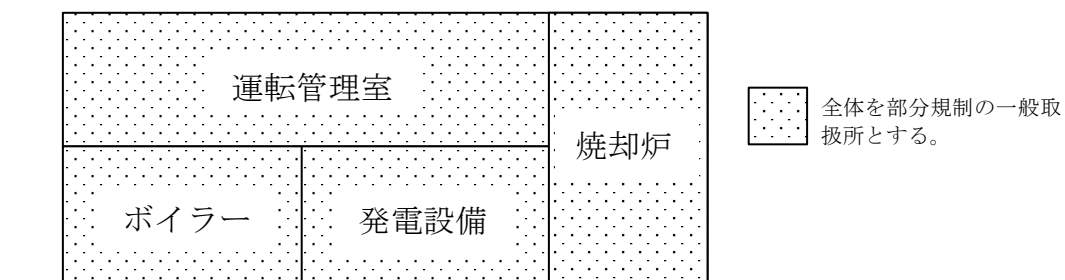
ア 区画室単位により規制できる場合

- (ア) 建築物全体を危政令第 19 条第 1 項に規定する技術上の基準を適用する一般取扱所とすることができる（第 8－7 図参照）。



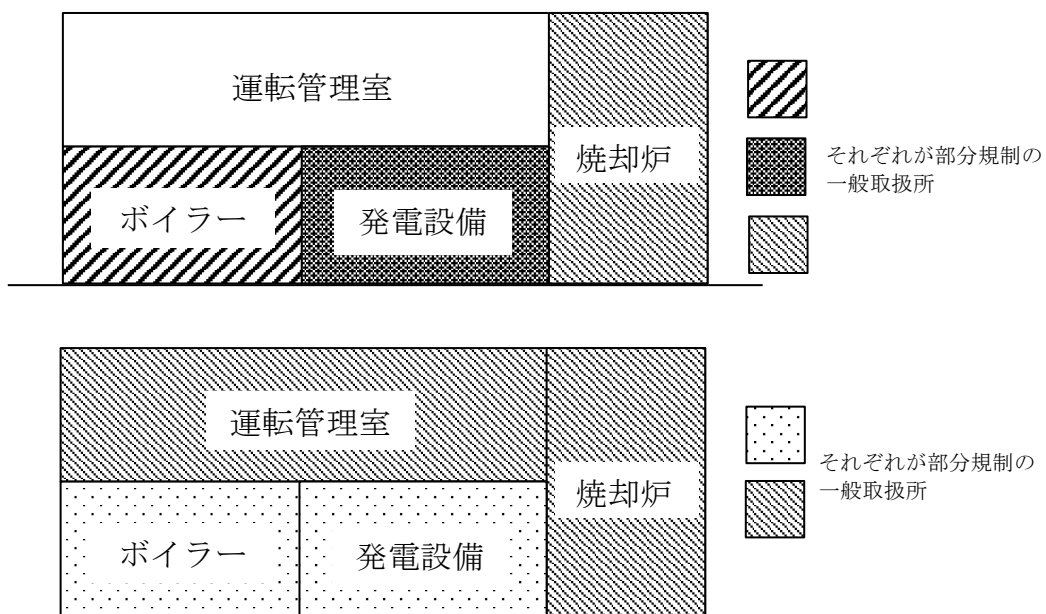
第 8－7 図 全体を一般取扱所とした例

- (イ) 建築物全体を危規則第 28 条の 57 第 2 項に規定する技術上の基準を適用する部分規制の一般取扱所とすることができる（第 8－8 図参照）。



第 8－8 図 全体を一般取扱所とした例

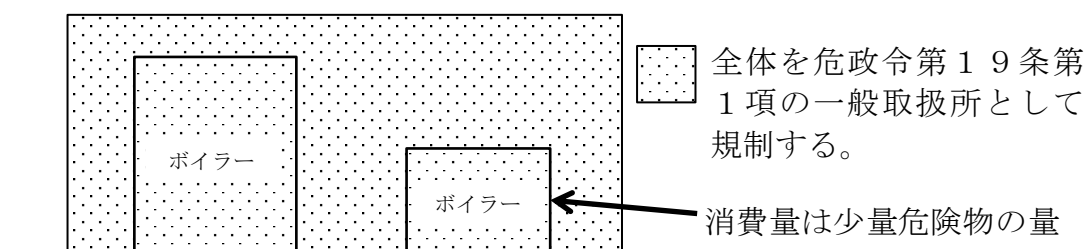
(ウ) 危険物を消費する室又は隣接する複数の室を区画単位として危規則第 28 条の 57 第 2 項に規定する技術上の基準を適用する部分規制の一般取扱所とすることができる（第 8－9 図参照）。



第 8－9 図 区画単位とした一般取扱所の例

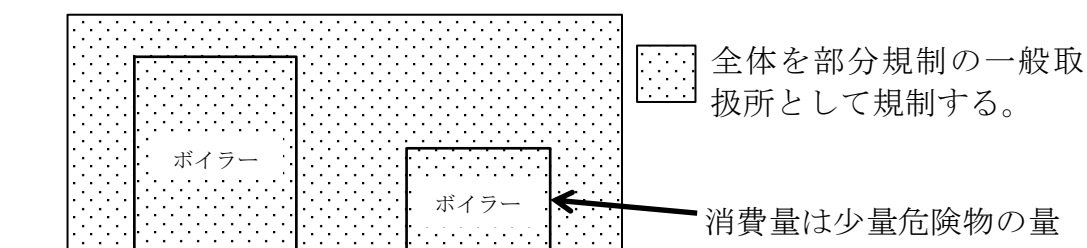
イ 設備単位により規制できる場合

(ア) 建築物全体を危政令第 19 条第 1 項に規定する技術上の基準を適用する一般取扱所とすることができる（第 8－10 図参照）。



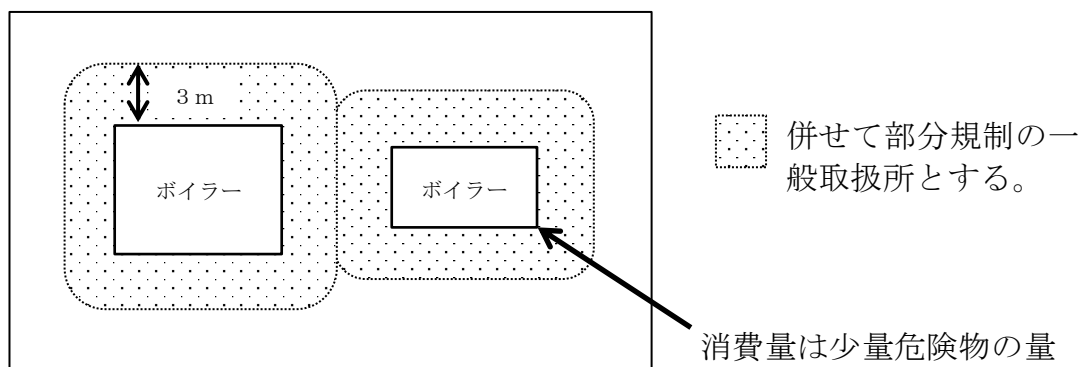
第8－10図 全体を一般取扱所とした例

- (イ) 建築物全体を危規則第28条の57第2項に規定する技術上の基準を適用する部分規制の一般取扱所とすることができる（第8－11図参照）。



第8－11図 全体を一般取扱所とした例

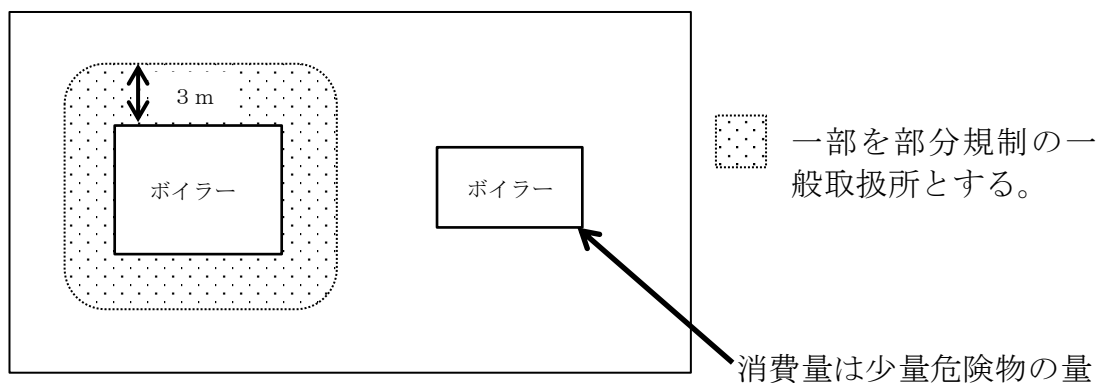
- (ウ) すべてのボイラー設備を併せて危規則第28条の57第3項に規定する技術上の基準を適用する部分規制の一般取扱所とすることができる（第8－12図参照）。



第 8－1 2 図 二の設備を併せて一般取扱所とした例

- (エ) 危険物の消費量が指定数量以上のボイラー設備のみを危規則第 2 8 条の 5 7 第 3 項に規定する技術上の基準を適用する部分規制の一般取扱所とすることができる。

なお、少量危険物を消費するボイラー設備は、条例に基づく届出を要する（第 8－1 3 図参照）。



第 8－1 3 図 一部を一般取扱所とした例

3 許可数量の算定

許可数量の算定については、「第 5 危険物の許可数量等の算定」による。

4 位置、構造及び設備の技術上の基準

危政令第 1 9 条第 1 項の規定を適用する一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、製造所の基準を準用する。

5 特殊な位置及び対象の一般取扱所の特例

- (1) 地階に設けることができる一般取扱所（昭和36年5月10日自消甲予発第25号通知）☆

次に掲げる場合は、地階に危険物施設を設置することができる。

ア 圧延機のオイルセラーその他潤滑油の循環工程を行うタンクを設置する場合

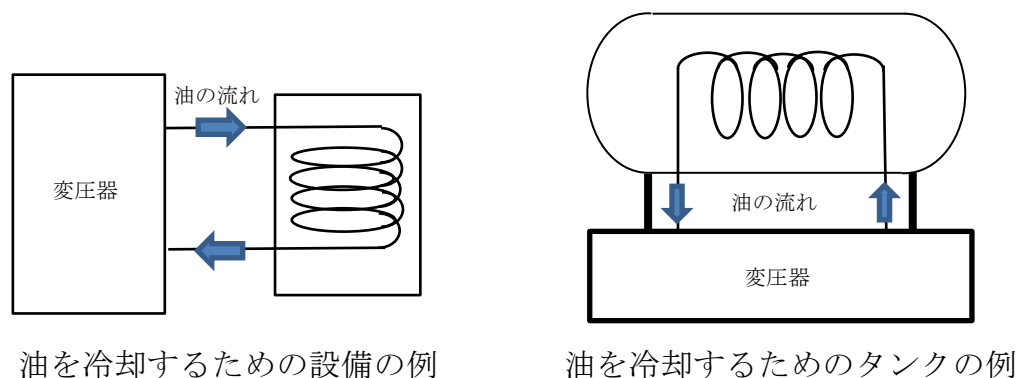
イ ボイラー室、発電機室等及びそれらに附属するタンクを設置する場合

- (2) 発電所、変電所等の一般取扱所（昭和40年9月10日自消丙予発第148号通知）
発電所等については、次による。

なお、発電所等には、自家用の変電設備等も含まれる。

ア 発電所等に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で機器の冷却若しくは絶縁のため油類を内蔵して使用するものについては、危険物の取扱数量に算定しない。

なお、「これらの附属装置で機器の冷却若しくは絶縁のため油類を内蔵して使用するもの」には、油入ケーブル用のヘッドタンク及び第8-14図のような変圧器油を冷却するための附属設備（別置型冷却器）等がある。



第8-14図 変圧器油を冷却するための付属設備

イ 一般取扱所に該当する発電所等の位置、構造及び設備については、危政令第19条において準用する危政令第9条第6号から第9号及び第12号の規定は適用しないことができる。☆

- (3) 共同住宅等の燃料供給施設については、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（平成15年8月6日消防危第81号通知）による。

(4) トラックターミナルの一般取扱所については、「公共トラックターミナル施設に係る危険物の規制について」（昭和５７年８月１１日消防危第８２号質疑）による。

(5) 動植物油類の一般取扱所（平成元年７月４日消防危第６４号質疑）

ア 規制範囲

(ｱ) 動植物油類を１万リットル以上貯蔵する屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク又は地下貯蔵タンクに附属する注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等の設備で１日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合には、注入口からタンクの元弁（元弁がない場合にあっては、配管とタンクの接続部）までが一般取扱所として規制の対象となる。

(ｲ) 動植物油類を１万リットル以上貯蔵する屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク又は地下貯蔵タンクに附属する払出口及び当該払出口に接続する配管、弁等の設備で１日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合、払出先が製造所又は一般取扱所となる場合には、払出先の附属配管となり、払出先が複数の少量危険物施設の場合には、１日に指定数量以上通過する配管に限り、一般取扱所としての規制の対象となる。

イ 保安距離は、外壁又はこれに相当する工作物の外側までの間に確保する必要がある。

ウ 保有空地は、必要としない。

エ 配管部分については、危政令第９条第１項第２１号の配管の基準によるものとする。

(6) 小口詰替専用の一般取扱所の取扱いについて（平成元年７月４日消防危第６４号質疑）

ア 平成２年５月２２日以前に設置完成している小口詰替専用の一般取扱所は、改めて危規則第２８条の５４第５号に規定する詰替えの一般取扱所としての許可を受ける必要はなく、危政令第１９条第１項の一般取扱所として規制される。

イ 平成２年５月２３日施行の改正危政令で、適用となる事項は、掲示板の指定数量の倍数記入及び取り扱う危険物が灯油又は軽油である場合は、地下貯蔵タンクの注入口付近に静電気を有効に除去するための接地電極の設置である。

ウ 危規則第２８条の５４第５号に規定する詰替えの一般取扱所は、消火困難な製造所等となり第４種の消火設備の設置が必要であることから、同様な危険物の取扱形

態である小口詰替専用の一般取扱所についても第4種の消火設備を設置する。◆

エ 小口詰替専用の一般取扱所においては、敷地の拡張、上屋の新設又は増設、固定注油設備の増設等、施設の規模を拡大する変更は認められない。

(7) 複数の取扱形態を有する一般取扱所（平成10年3月16日消防危第28号通知）

ア 次の（ア）aからgまでに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、（イ）及び（ウ）に適合し、かつ、イ（ア）から（シ）までに掲げる位置、構造及び設備を満足するものには、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定（（ア）e及びfに掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては第18号及び第19号の規定を含む。）を適用しないことができる。☆

(ア) 危険物の取扱形態

- a 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第2類の危険物又は第4類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う形態
- b 洗浄のために危険物（引火点が40度以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- c 焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70度以上の第4類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- d ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が40度以上の第4類の危険物に限る。）を消費する取扱形態
- e 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- f 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- g 危険物以外の物を加熱するため危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態

(イ) 建築物に設けられた一般取扱所とする。

(ウ) 指定数量の倍数は30未満とする。

イ 一般取扱所の位置、構造及び設備

(ア) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものとする（ア（ア）

d 及び e に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。) 。

(イ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とする。

(ロ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ 70 ミリメートル以上の鉄筋コンクリート又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものとする (ア (ア) e 及び f に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。) 。

(ハ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根 (上階がある場合にあっては上階の床) を耐火構造とする。ただし、ア (ア) a 又は b に掲げる危険物の取扱形態を有しない場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることができる。

(ニ) ア (ア) d に掲げる危険物の取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とする。

(ホ) 危険物を取り扱うタンク (容量が指定数量の 5 分の 1 未満のものを除く。) の周囲には、危規則第 13 条の 3 第 2 項第 1 号の規定の例による囲いを設ける。ただし、ア (ア) e 及び f に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすることにより囲いに代えることができる。

(ヘ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、ア (ア) c に掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設ける。

(ト) 危険物を加熱する設備 (ア (ア) b 又は g の危険物の取扱形態を有する設備に係るものに限る。) には、危険物の過熱を防止することができる装置を設ける。

(チ) ア (ア) g の危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。

(リ) 可燃性蒸気等を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しない。ただし、放散された可燃性蒸気等が滞留するおそれがない場所に火花等を生ずる設備を設置する場合はこの限りでない。

(ロ) 危規則第 33 条第 1 項第 1 号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危規則第 34 条第 2 項第 1 号の規定の例により消火設備を設ける。ただし、第 1 種、第 2 種又は第 3 種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射

能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けないことができる。

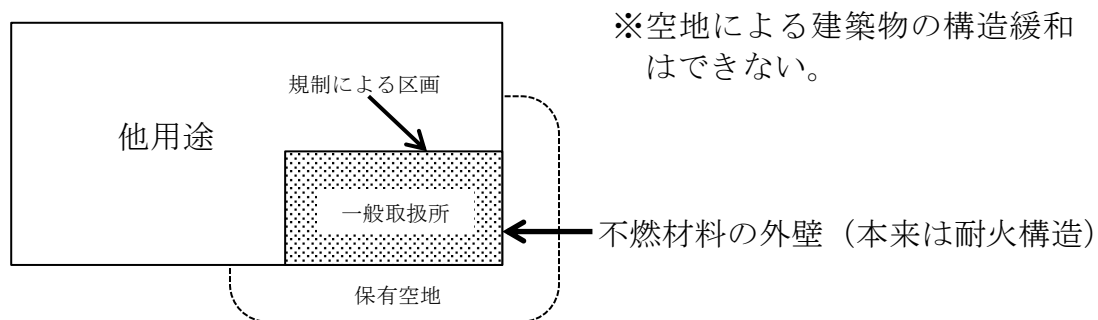
(シ) 危規則第28条の55第2項第3号から第8号まで及び危規則第28条の57第2項第2号の基準に適合するものとする。

6 危政令第19条第2項の一般取扱所

(1) 共通事項

ア 危政令第19条第2項の一般取扱所は、同条第1項で規定する一般取扱所の特例であるが、危政令第3章で定める製造所等の位置、構造及び設備の基準について衣浦東部広域連合長が適用する危政令第23条の特例を否定するものではない。

イ 「建築物の一般取扱所の用に供する部分の壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とする」にあつては、当該外壁の周囲に空地を確保することにより、その構造を不燃材料とすることはできない（平成元年7月4日消防危第64号質疑。第8-15図参照）。



第8-15図 基準に適合しない場合の例

ウ 危規則第28条の55第2項第2号及び第28条の56第2項第1号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」には、「耐火構造の構造方法を定める件」（平成12年5月30日建設省告示第1399号）第1第1号に適合する壁及び第3第1号に適合する床並びに建基法第2条第7号、建基令第107条第1号及び第2号（第1号にあつては、通常の火災による火熱が2時間加えられた場合のものに限る。）の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床が該当する。（令和5年3月24日消防危第63号質疑）

エ 危規則第28条の55第2項第2号及び第28条の56第2項第1号に規定する耐火構造の壁に、防火上有効なダンパー等を設置した場合は、当該壁に換気設備又

は可燃性蒸気排出設備を設けて差し支えない（平成2年3月31日消防危第28号質疑）。

オ 部分規制の一般取扱所に設ける避雷設備は、当該一般取扱所の存する建築物を有効に保護できるように設置する。

カ 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する一の建築物の同一階において、2つの一般取扱所が隣接する場合は、「一般取扱所を隣接して設置する場合における質疑について」（令和5年3月24日消防危第63号質疑）による。

(2) 吹付塗装作業等の一般取扱所

ア 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、危規則第28条の55第2項の特例基準又は令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できる（平成元年3月1日消防危第14号・消防特第34号通知）。

イ これに該当する作業形態としては次による。

- (ア) 焼付塗装、静電塗装、ハケ塗り塗装、吹付塗装、浸し塗り塗装等の塗装作業
- (イ) 凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷等の印刷作業
- (ウ) 光沢加工、ゴム糊、接着剤などの塗布作業

(3) 洗浄作業の一般取扱所

ア 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては、危規則第28条の55の2第2項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、危規則第28条の55の2第2項若しくは第3項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できる。また、特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならない（平成10年3月4日消防危第19号通知）。

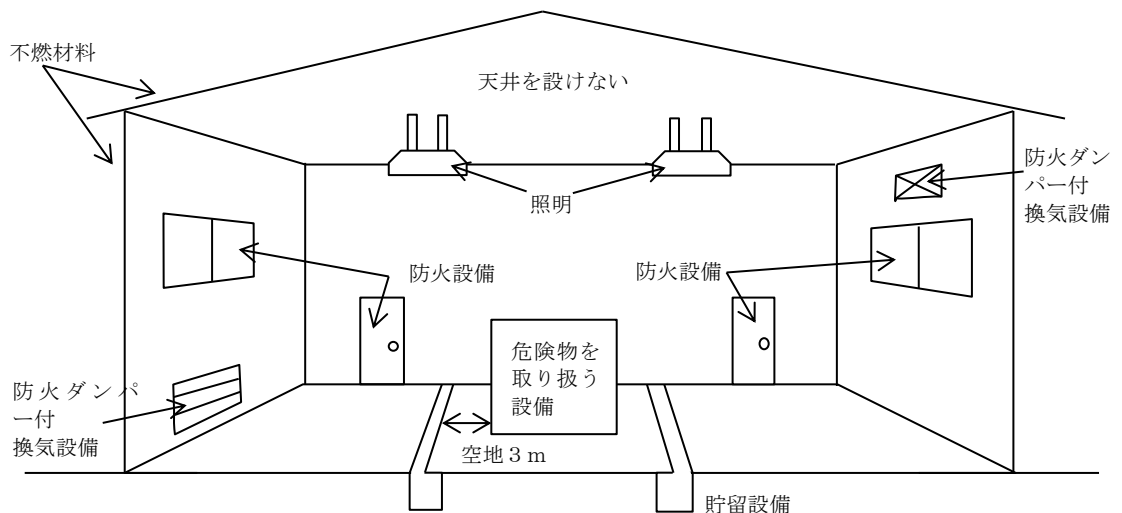
イ 危規則第28条の55の2第2項第2号に規定する「危険物の過熱を防止することができる装置」とは、次の装置が該当する。

- (ア) 危険物の温度を自動的に設定温度以下に制御できる装置又は機構のもの
- (イ) 引火又は着火を防止できる装置又は機構のもの
- (ウ) 局部的に危険温度に加熱されることを防止する装置又は機構のもの

ウ 危規則第28条の55の2第3項の一般取扱所

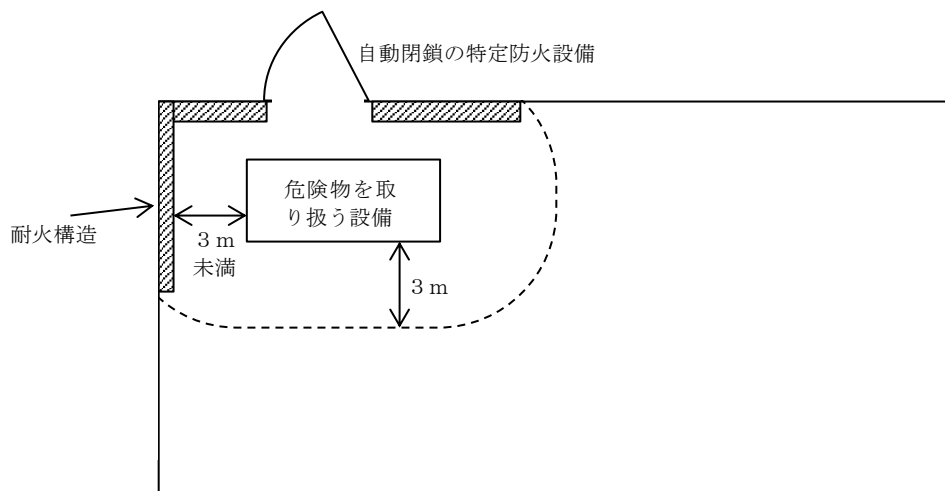
(ア) 不燃材料で造られた天井を有しない平屋建ての建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に3メートル以上の空地を設ける設置単位の部分規制の一般取扱所である。

なお、建築物に設ける窓及び出入口は防火設備とし、換気設備にあつては防火ダンパーを設置する（第8-16図参照）。◆



第8-16図 一般取扱所の例

(イ) 危険物を取り扱う設備の周囲には、幅3メートル以上の空地を確保しなければならないが、建築物の壁、柱が耐火構造で出入口（随時開けることのできる自動閉鎖の特定防火設備）以外の開口部がない場合には、幅3メートル未満の空地とすることができる（第8-17図参照）。



第 8 - 1 7 図 空地の保有例

(4) 焼入れ作業等の一般取扱所

ア 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が 30 倍未満のものについては、危規則第 28 条の 56 第 2 項の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できる。また、指定数量の倍数が 10 未満のものについては、危規則第 28 条の 56 第 2 項若しくは第 3 項の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できる（平成元年 3 月 1 日消防危第 14 号・消防特第 34 号通知）。

イ 焼入装置には、加熱装置（炉）及び焼入槽が一体となったもの、分離しているものがあるが、いずれも本基準を適用することができる。

ウ 放電加工機の本体については、危険物保安技術協会が「放電加工機の火災予防に関する基準」により安全を確認したものに対し「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されることとなっているので、貼付済のものを設置する。◆

(5) ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所

ア 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が 30 未満のものについては、危規則第 28 条の 57 第 2 項の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が 10 未満のものについては、危規則第 28 条の 57 第 2 項、第 3 項若しくは第 4 項の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項

の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できる。また、危規則第28条の57第2項又は第3項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第4項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、当該一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならない（平成10年3月4日消防危第19号通知）。

イ 危規則第28条の54第3号の「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」には、ディーゼル発電設備は含まれる（平成元年7月4日消防危第64号質疑）。

なお、自動車等の内燃機関の試験を行う装置は含まれない。

ウ 危規則第28条の57第2項第2号に規定する「地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置」には、次の装置が該当する。

(ア) 対震安全装置

地震動を有効に検出し危険な状態となった場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、復帰操作が手動式であるもの

(イ) 停電時安全装置

作動中に電源が遮断された場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、再通電された場合でも危険がない構造であるもの

(ロ) 炎監視装置

起動時にバーナーに着火しなかった場合又は作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、復帰操作が手動式であるもの

(ハ) からだき防止装置

ボイラーに水を入れないで運転した場合又は給水が停止した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置

(ニ) 過熱防止装置

温度調節装置（平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調節できる装置）の機能の停止又は異常燃焼等により過熱した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、復帰操作が手動式であるもの

エ 危規則第28条の57第3項第2号に規定する「排水溝」は、配管ピットと兼用することができる。

なお、配管ピット内に配管を設置する場合には、水又は油に浸からない位置に設置し、目視により容易に漏れの確認ができるものとする。

オ 危険物を取り扱うタンク

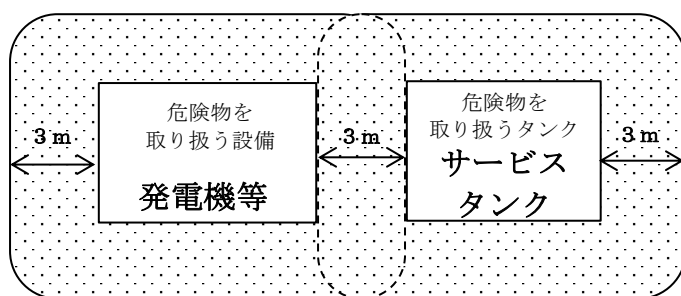
- (ア) 屋外にあるタンクに雨覆い等を設ける場合は不燃材料とし、タンクの周囲には、点検できる十分なスペースを確保する。
- (イ) タンクには危険物の過剰注入を防止するため、戻り配管等を設ける◆
- (ウ) タンクの周囲に設ける囲いの容量は、同一の囲い内にある最大タンクの全量又は危規則第13条の3第2項第1号に規定する容量のいずれか大なる量となるよう措置を講じるものとする。

カ 流出防止措置

- (ア) 危規則第28条の5第4項第3号に規定するキュービクル式設備（内臓タンクを含む。）の流出防止の囲いは、キュービクル式設備の鋼板等の外箱を代替とすることができる。
- (イ) キュービクル式のもので油が外部に漏れない構造のものは、貯留設備及び油分離装置を省略することができる。

キ 建築物の屋上に設ける危険物を取り扱う設備及び危険物を取り扱うタンクの空地

- (ア) 危規則第28条の5第4項第7号に掲げる空地は、危険物を取り扱う設備及び危険物を取り扱うタンクの周囲に幅3メートル以上の空地を確保する（第8-15図）。



第8-15図

- (イ) 危険物を取り扱う設備及び危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける空地は、建築物の屋上内に配置する。
- (ウ) 危規則第28条の5第4項第7号の規定による保有空地は、架台等により保有空地内で段差がある場合、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであつ

て、かつ、当該段差が50センチメートル以下であれば、当該段差がある部分も含めて保有空地として差し支えない（平成29年10月30日消防危第216号通知）。

ク ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所の排気筒（平成29年10月30日消防危第216号通知）

(ア) 排気筒は換気設備に該当しないため、「防火ダンパー」は不要とする。

(イ) 危規則第28条の57第1項で引用される危規則第28条の56第2項第1号の規定により、建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであることとされているが、延焼防止のため、排気筒は区画外の部分の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆することや耐火構造の煙道に接続すること等の防火上有効な措置が講じられている場合には、区画を貫通することを認めて差し支えない。☆

(6) 充填の一般取扱所

ア 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、危規則第28条の58の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できる（平成元年3月1日消防危第14号・消防特第34号通知）。

イ 充填設備と詰替設備を兼用して設けることができる。ただし、その場合でも、危険物を取り扱う空地は、それぞれ別に設ける。

ウ 充填設備の周囲に設ける空地及び詰替設備の周囲に設ける空地の貯留設備（油分離装置を設ける場合を含む。）、排水溝は、兼用することができる。

エ 充填設備の周囲に設ける空地は、当該一般取扱所において危険物を充填する移動タンク貯蔵所等の車両がはみ出さない広さとする。

オ 詰替設備の周囲の空地においては、車両に固定されたタンクに危険物を注入することはできない。

カ 詰替設備として固定注油設備を設ける場合は、危規則第25条の2（第2号ハからヘまで及び第4号を除く。）に規定する固定給油設備等の構造基準の例による。

キ 詰替設備には、急激な圧力を防止するため定流量器等を設けるようにする。

(7) 詰替えの一般取扱所

ア 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、危規則第28条の59の特

例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できる（平成元年3月1日消防危第14号・消防特第34号通知）。

イ 同一敷地内に複数の当該施設を設けることができる。

ウ 危険物の保有は、地下専用タンクに限られる。ただし、当該詰替えの一般取扱所以外の場所に設けられた屋外タンク貯蔵所等と専用タンクとを配管で接続する場合は、この限りでない。

エ 危規則第28条の59第2項第8号に規定する「敷地境界線」とは、一般取扱所として許可を受けることとなる敷地の境界であり、設置者の所有等する敷地の境界ではない。

オ 危規則第28条の59第2項第10号に規定する「塀又は壁」を道路境界線に設けても敷地境界線とみなすことはできない。

カ 当該施設を耐火構造の建築物（製造所等以外の用途に供する自己所有の建築物であって、一般取扱所の地盤面から高さが2メートル以下の部分に開口部のないものに限る。）に接して設ける場合は、当該建築物の外壁を当該施設の塀又は壁とみなして差し支えない。

なお、高さ2メートルを超える部分に設ける開口部については、防火設備とする。

キ 危規則第28条の59第2項第10号に規定する「塀又は壁」の基準は、給油取扱所の基準の例による。

(8) 油圧装置等を設置する一般取扱所

ア 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が50未満のものについては、危規則第28条の60第2項又は第3項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できる。また、指定数量の倍数が30未満のものについては、危規則第28条の60第2項、第3項若しくは第4項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できる（平成元年3月1日消防危第14号・消防特第34号通知）。

イ 可動部分の配管に高圧ゴムホースを使用することについては、使用場所周囲の温度又は火気の状況、ゴムホースの耐圧性能、点検の頻度等を総合的に考慮し、認めることができる。

ウ 油圧装置等に内蔵されているタンク以外のタンクのうちその容量が指定数量以上

のものにあつては、完成検査前検査を要する。

(9) 切削装置等を設置する一般取扱所

当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては、危規則第28条の60の2第2項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、危規則第28条の60の2第2項若しくは第3項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できる。また、特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならない（平成10年3月4日消防危第19号通知）。

(10) 熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所

当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、危規則第28条の60の3の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できる。また、特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならない（平成10年3月4日消防危第19号通知）。

(11) 蓄電池設備を設置する一般取扱所

当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては、危規則第28条の60の4第2項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、危規則第28条の60の4第2項若しくは第3項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できる。また、危規則第28条の60の4第2項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第3項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、当該一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならない。

7 危政令第19条第3項の一般取扱所

高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱う一般取扱所については、危規則第28条の61又は第28条の62に定める基準並びに危政令第19条第1項の基準及び第2項の基準（充填の一般取扱所に限る。）のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できる（平成元年3月1日消防危第14号・消防特第34号通知）。

8 アルキルアルミニウム等又はアセトアルデヒド等の一般取扱所

危規則第28条の64及び第28条の65で特例を定めていない事項については、危政令第19条第1項の基準が適用となる（平成元年3月1日消防危第14号・消防特第34号通知）。

9 ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所

ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所については、「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」（平成11年6月2日消防危第53号通知）による。